

一般社団法人 日本太陽エネルギー学会 定款

平成23年5月27日改訂

平成27年5月29日改訂

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は一般社団法人日本太陽エネルギー学会と称し、英文ではJapan Solar Energy Societyと表記する。また、略称はJSESとする。

(主たる事務所)

第2条 この法人の主たる事務所は東京都渋谷区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、太陽エネルギー利用に関する基礎と応用に関わる会員相互の連絡・親睦および外国の研究者・研究団体との交流を図ることを目的とし、併せて科学技術の振興と研究成果の普及を図る。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学会誌、ニュースレター等の発行
- (2) 研究会、研究発表会、講演会、講習会、見学会などの開催
- (3) 太陽エネルギー利用に関する海外の学術団体との情報の収集と提供
- (4) 太陽エネルギー利用に関する資料および情報の収集と提供
- (5) その他、この法人の目的を達成するために必要と認められる事業

第3章 会員及び社員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の5種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。なお、高等専門学校生、大学生、修士課程および博士課程の大学院生、中学校、高等学校、各種専門学校ならびに名誉会員は正会員となる資格を有しない。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体とし、それぞれ個人会員、団体会員と呼称する
- (2) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した高等専門学校生、大学生、修士課程および博士課程の大学院生
- (3) 学校会員 この法人の目的に賛同して入会した中学校、高等学校、各種専門学校
- (4) 終身会員 この法人の発展に長年にわたって寄与した正会員で理事会において承認された者
- (5) 名誉会員 この法人に功労のあった者で会員総会において推薦された者

(会員の資格の取得)

第6条 会員となるには、この法人が定める様式による申込みをし、会長の承認を得るものとする。

- 2 団体が入会申込書を提出するときは、団体の代表者としてこの法人に対しその権利を行使する者1名を指定しなければならない。この者を指定代表者という。

(経費の負担)

第7条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、終身会員、名誉会員は除く。

(任意退会)

第8条 会員は別に定める退会届けをこの法人に提出することにより、いつでも退会することができる。

(除名)

第9条 この法人の会員が、この法人の名誉を毀損し、この法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 2年以上会費を滞納したとき。
- (2) 総会員の同意があったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

ただし、正会員については、一般法人法上の社員としての地位も失う。また、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成及び権限)

第12条 この法人の社員総会(以下「会員総会」という。)は、正会員ならびに第5条の(2)から(5)の会員で構成され、定時会員総会及び臨時会員総会とし、定時会員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時会員総会は、必要に応じて開催する。

2 会員総会は、事業報告、事業計画、予算、決算の承認、役員を選出、定款の変更、会員の資格得喪その他の事項を審議し決議を行う。

(開催及び招集)

第13条 会員総会は、主たる事務所が所在する東京都内において開催する。

第14条 会員総会の招集は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員が、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して会員総会の開催を会長に請求した場合は、会長が会員総会の招集をする

3 会員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各会員に対して発する。

(議長)

第15条 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該会員総会において議長を選出する。

(議決権)

第16条 議決権を有するのは正会員のみである。

(決議の方法)

第17条 会員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、委任状を含む総正会員の3分の1以上の正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議事録)

第18条 会員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、会員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

理事は8名以上35名以内とする。

2 監事は2名とする。

3 理事のうち、1名を代表理事とする。

4 代表理事を会長とし、理事のうち、3名以内を副会長とすることができる。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、会員総会の決議によって正会員のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は理事にあつては2名、監事にあつては1名を限度として正会員以外のものを理事または監事とすることを妨げない。

2 会長、副会長は理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務及び権限)

第21条 会長は、この法人を代表し、業務を執行する。

2 副会長は会長の業務を補佐する。

3 代表理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(名誉理事ならびに顧問)

第23条 本会に名誉理事および顧問を置くことができる。名誉理事は本会会長経験者の中から、顧問は学識経験者の中から、

理事会の決議を経て会長が委嘱する。なお、名誉理事は任意に理事会に出席し、顧問は理事会の要請に応じて会議に出席し、会務について意見を述べることができる。但し、名誉理事および顧問は議決には参加しないものとする。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 役員は、会員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない

(報酬等)

第26条 理事及び監事は無報酬とする。但し、常勤理事については理事会の同意を得て報酬を支給することができる。

(取引の制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第28条 この法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長の選定及び解職

(4) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、予め理事会で定める順位に従って副会長1名が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除き、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長又は第31条2項に定める副会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第34条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規定による。

第7章 資産および会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て会員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、会員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時会員総会に提出し、第1号についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、定時会員総会で承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に定時会員総会の2週間前の日から5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 解散および清算

(解散)

第38条 この法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、会員総会において、その決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、電子公告による。事故その他やむを得ない理由によって、電子公告をすることができない場合は、官報に掲示する。

第10章 補足

(各種委員会ならびに各種部会)

第41条 この法人は、理事会の承認を得て各種委員会ならびに各種部会を設立することができる。

2 それぞれの委員会ならびに部会は担当理事または部会長が招集し、この法人の目的に沿って活動する。

3 委員会ならびに部会の組織および運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別途定める

(支部)

第42条 この法人は、理事会の決議を得て、必要な地に支部を置くことができる。

2 支部長は、理事会の決議を得て会長が委嘱する。

3 支部の組織および運営は、理事会が別途定める支部運営規定による。

(事務局)

第43条 この法人に、事務を処理するため主たる事務所に事務局を設け、これを東京都に置く。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

3 事務局長は理事会の同意を得て会長が委嘱し、職員は会長が任命する。

4 事務局長及び職員の事務分掌、給与等については会長が理事会の決議を得て別に定める。